熊本県農林水産業振興補助金等交付要項

（趣旨）

第１条　知事は、稼げる農林水産業や活力ある農山漁村の実現を図るため、市町村又は団体等（以下「補助事業者等」という。）に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和５６年熊本県規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率等）

第２条　補助金等の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額並びに補助対象期間は、別表の補助対象経費、補助率又は補助金額及び補助対象期間の欄に掲げるとおりとする。

（事業実施計画の承認申請）

第３条　補助事業者等が、補助金等の交付を受けて補助事業等を実施しようとするときは、事業実施計画承認申請書（別記第１号様式）に当該補助事業等に係る事業実施計画書（補助事業等ごとに知事が別に定める様式）を添えて、あらかじめ知事に提出するものとする。ただし、知事が必要ないと認めた補助事業等については、この限りでない。

（事業実施計画の承認及び補助金等の内示）

第４条　知事は、前条の規定により事業実施計画承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めたときは、事業実施計画の承認を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

２　知事は、必要に応じて補助金等の内示を行うものとする。この場合において、事業実施期間が二年度以上にわたるときは、補助事業等を実施する年度ごとに内示を行うものとする。

（事業実施計画の内容等の変更）

第５条　補助事業者等は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業等の内容等について別表の計画変更申請要件の欄に掲げる変更事由を生じたときは、事業実施計画変更承認申請書（別記第２号様式）に当該補助事業等に係る事業実施変更計画書（補助事業等ごとに知事が別に定める様式）を添えて、知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の規定により事業実施計画変更承認申請書の提出があった場合において、審査のうえ適正と認めたときは、事業実施変更計画の承認を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

３　前条第２項の規定は、前項の場合に準用する。

（補助金等の交付申請書）

第６条　規則第３条第１項の補助金等の交付申請書は、別記第３号様式によるものとする。

２　規則第３条第２項第１号及び第２号の添付書類の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書　補助事業等ごとに知事が別に定める様式

(2) 収支予算書　別記第４号様式

３　補助事業者等は、第１項の申請を行うに当たって、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（決定の通知）

第７条　規則第６条の規定による補助金等の交付決定の通知は、交付決定通知書（別記第５号様式）により行うものとする。

２　知事は、前項の規定による補助金等の交付決定に当たっては、前条第３項の規定により補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額するものとする。

３　知事は、前条第３項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額については、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業等の内容等の変更）

第８条　規則第７条第１項の補助事業等の内容等の変更事由は、別表の計画変更申請要件の欄に掲げるものとする。

２　規則第７条第１項の変更申請書の様式は別記第６号様式によるものとし、事業変更計画書の様式は補助事業等ごとに別に定める。

３　第６条第２項の規定は、前項の変更申請書の添付書類について準用する。

４　規則第７条第３項において準用する規則第６条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金等の額に変更を生じるときは別記第７号様式により、補助金等の額に変更を生じないときは別記第８号様式により行うものとする。

（事業の補助金等交付決定前着手）

第９条　補助事業者等は、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、当該承認申請書（補助事業等ごとに知事が別に定める様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定は、次の各号に掲げるもののいずれかに該当するとあらかじめ知事が認めた場合は、適用しない。

(1) 事業の内容等があらかじめ明らかであり、当該事務又は事業の遂行等の監督を必要としないもの

(2) 事業が完了し、実績額に基づく申請により交付するもの

(3) 前２号に掲げるもののほか、当該事業の性質、内容等に応じて交付決定前の事業着手が必要で欠くことができないもの

（申請の取下げ）

第１０条　規則第８条の規定により申請を取り下げる場合は、取り下げる理由を記載した書面を知事あてに提出するものとする。

２　前項の申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して１０日を経過した日までとする。

（工事の着工及び完成報告）

第１１条　補助事業者等は、当該補助事業等が工事を伴うときは、工事に着工したときは工事着工報告書を、工事が完成したときは工事完成報告書を、別記第９号様式により遅滞なく知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第１２条　規則第１１条の規定による補助事業等の遂行状況の報告は、別記第１０号様式によるものとする。

２　前項の報告の期限は、別表の事業遂行状況報告及び実績報告の欄に掲げるとおりとする。

（実績報告）

第１３条　規則第１３条の補助事業等実績報告書は、別記第１１号様式によるものとする。

２　規則第１３条に規定する別に定める書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書　補助事業等ごとに知事が別に定める様式

(2) 収支精算書　別記第４号様式

(3) その他知事が必要と認める書類

３　第１項の実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日の翌日から起算して１月

を超えない範囲内で別表の事業遂行状況報告及び実績報告の欄に掲げるとおりとする。

４　前項の規定にかかわらず、補助金等の全額を概算払又は前金払により受けた場合は、第１項の実績報告書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日まで延長することができるものとする。

(1)　地域振興局及び出先機関の専決事項として本庁の部長があらかじめ指定した補助事業　４月１５日

(2)　(1)に掲げる事業以外の事業　４月３０日

５　前項の場合において、災害その他補助事業者等の責めに帰することができない事由により前項各号に定める日までに実績報告を行うことができないときは、第３項の提出期限は、当該実績報告を行うことができることとなった日まで延長することができるものとする。

６　第１項の実績報告を行うに当たって、補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が明らかな場合には、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額を減額して報告しなければならない。

（補助金等の額の確定）

第１４条　規則第１４条の規定による補助金等の額の確定通知は、補助金等交付確定通知書（別記第１２号様式）により行うものとする。

（補助金等の請求等）

第１５条　規則第１６条第１項の請求書は、別記第１３号様式によるものとする。

２　補助金等の交付を概算払又は前金払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金等概算払（又は前金払）請求書（別記第１４号様式）によるものとする。

（仕入れに関する消費税等相当額の確定に伴う補助金等の返還）

第１６条　補助事業者等は、補助事業等完了後に消費税の申告により補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額が確定した場合には、別記第１５号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該補助金等に係る仕入れに関する消費税等相当額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第１７条　規則第２１条第２項に規定する期間は、補助事業等ごとに別に定める。

２　補助事業者等が、規則第２１条第２項に規定する知事の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。

（証拠書類の保管）

第１８条　規則第２３条に規定する別に定める期間は、年度経過後５年間とする。ただし、第１７条で規定する財産処分の制限期間を別に定める事業にあっては、当該財産処分の制限期間と同一とする。

（実績による補助事業等の特例）

第１９条　事業が完了し、その実績に基づき補助金等を交付することとする補助事業等についての第６条及び第１４条の適用については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 第６条中「事業計画書」とあるのは「事業実施予定及び事業実績を示す書類」と、「収支予算書」とあるのは「収支精算書」とする。

(2) 第７条に定める補助金等の交付決定通知をもって第１４条に規定する補助金等の額の確定通知があったものとみなす。

（雑　則）

第２０条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

２　次に掲げる要項は、廃止する。

(1) 熊本県農業振興補助金等交付要項（昭和５７年４月１日施行）

(2) 熊本県林業関係事業補助金等交付要項（昭和５９年６月１６日施行）

(3) 熊本県漁港漁場関係事業補助金交付要項（平成１９年４月２日施行）

３　この要項は、平成２４年４月１日以後に補助金等の交付申請の意思表示が行われる事務又は事業について適用し、同日前に補助金等の交付申請の意思表示が行われた事務又は事業については、なお従前の例による。

附　則

この要項は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２６年８月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２７年１月７日から施行する。

附　則

この要項は、平成２７年２月９日から施行する。

附　則

この要項は、平成２７年２月２３日から施行する。

附　則

１　この要項は、平成２７年４月１日から施行する。

２　熊本県水とみどりの森づくり関係事業補助金交付要項（平成２０年５月１６日施行）

は、廃止する。

附　則

この要項は、平成２７年５月１５日から施行する。

附　則

この要項は、平成２７年１０月６日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年２月４日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年２月２９日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年４月２７日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年５月１３日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年６月１０日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年１０月４日から施行する。

附　則

この要項は、平成２８年１２月１９日から施行する。

附　則

この要項は、平成２９年１月２６日から施行する。

附　則

この要項は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２９年５月２３日から施行する。

附　則

この要項は、平成２９年６月２９日から施行する。

附　則

この要項は、平成２９年７月３１日から施行する。

附　則

この要項は、平成２９年１０月３日から施行する。

附　則

この要項は、平成２９年１２月１４日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年１月３１日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年２月２７日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年３月１６日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年４月２７日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年６月８日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年６月２８日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年６月２９日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年９月１３日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年１０月１０日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年１２月１９日から施行する。

附　則

この要項は、平成３０年１２月３０日から施行する。

附　則

この要項は、平成３１年２月２７日から施行する。

附　則

この要項は、平成３１年３月２９日から施行する。

附　則

この要項は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和元年５月９日から施行する。

附　則

この要項は、令和元年６月２４日から施行する。

附　則

この要項は、令和元年１０月１８日から施行する。

附　則

この要項は、令和元年１２月１３日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年２月２６日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年５月２１日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年６月２３日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年７月２１日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年８月４日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年８月２１日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年１０月８日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年１０月２８日から施行する。

附　則

この要項は、令和２年１２月１５日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年２月２６日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年３月３１日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年６月２９日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年７月８日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年１０月８日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年１２月２１日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年２月２８日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年３月３１日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年５月６日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年６月８日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年６月２１日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年８月２６日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年１０月５日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年１１月１８日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年１２月２２日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年２月２８日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年６月２６日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年７月１８日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年１０月６日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年１０月２７日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年１１月１７日から施行する。

附　則

この要項は、令和５年１２月１９日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年１月２４日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年３月４日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年７月５日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年７月１２日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年１０月４日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年１０月１５日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年１１月２１日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年１２月１７日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年２月２８日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年５月２日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年７月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年１０月７日から施行する。

附　則

この要項は、令和７年１２月１９日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年２月２６日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年６月２４日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年７月２日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年８月１３日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年９月８日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年９月１４日から施行する。

別表（第２条、第５条第１項、第８条第１項、第１２条第２項、第１３条第３項関係）